

## ◁ 相続税実勢価額の申告

最近の地価下落傾向から、相続税における実勢価額ベースでの申告が注目を集めている。特に、昨年8月に平成5年分路線価が公開されて以来、その大幅ダウン傾向を受けて、平成4年分相続に係る「更正の請求」を巡る動きが激しくなっている。

しかし、一方で、当初申告から、路線価評価額を適用せずに「時価」ベースで申告を行うケースも見受けられており、地価下落傾向の特に大きな東京国税局管内だけでも、平成3年以降すでに500件余りの実勢価額申告が提出されている模様だ。

実勢価額申告の形態としては、売買実例価額、不動産鑑定評価額、不動産業者の見積価額等があるが、これらの申告がそれなりの根拠と合理性を有するものであれば、当然、申告は是認されることとなるはずだ。

ところが、最近、この実勢価額による申告ミスも少なくないようだ。例えば、2月に相続が発生し、10月に相続土地を譲渡した際に、この実勢価額を基に申告を行ったケースがある。こうした場合、重要なことは、あくまでも2月時点の価額であり、10月の売買価額ではないということである。

いずれにしても、当局は個別に是非を判定していくこととしている。

そのため、実勢価額申告については、相当の日数が掛かっている模様だ。

## ◁ 1日遅れの延滞税はいくら?

国税の申告期限を過ぎると延滞税が課されます。

延滞税の額は、原則としてその法定納期限の翌日から、その国税を完納する日までの期間の日数に応じて、未納の税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額です。

また、納期限までの期間または納期限の翌日から2カ月を経過するまでの期間については年7.3%の割合となっています。

つまり、延滞税は次の計算式によって計算されます。

(注1) (注2)

本税の額 × 日数 × 割合

(注1) ……法定期限の翌日から本税完納の日までの日数

(注2) ……年14.6%の場合は日歩4銭  
年7.3%の場合は日歩2銭

期限内申告書を提出し、納付が1日遅れた場合の延滞税は、例えば本税額を1千万円とすると1日の延滞税は2千円になります。

また、計算した延滞税の額が1千円未満の場合は、端数切り捨てにより納付は要しません。本税も1万円未満の場合は、延滞税はかかりません。